

令和3年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年5月

魚沼市農業委員会

令和3年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
	○	13	吉田富美男	
	○	14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年5月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 5 番 小岩 孝徳 委員 6 番 小西 正春 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 令和2年度農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度活動計画等の決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 15 分

令和3年度 第2回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第2回魚沼市農業委員会総会は、令和3年5月25日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号12番大家市衛委員、議席番号13番吉田富美男委員、議席番号14番櫻井信夫委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

議 長（上村会長）

第2地区部会は櫻井信夫部会長が欠席ですので省略させていただきます。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会も報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

議 長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項ということですが、皆様方でご報告等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になければ次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号5番小岩孝徳委員及び議席番号6番小西正春委員の兩名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は9件、34筆、24,375.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は第三者と貸借するためとなっております。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付のとおりということですのでございます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は19件受付し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定や認定農業者等へ貸し付けをされている農地があります。相続人につきましては、お一人市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号14番につきましては、1筆先々代の農地の手続きの漏れがあったということで司法書士を通じて届出があったものです。説明は以上となります。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番のあっせん希望有とありますが、あっせんはうまくいったんでしょうか。

事務局（星野係長）

はい、4月の総会後に担当地区部会を開催し、耕作していただける候補者を何人か挙げていただいて、その方々に連絡したところ、権利の手続きまではできないけれども、荒れ地にならないようするところまではまかりましようということで、1名の認定農業者からお受けいただくことができました。ただ、自宅周辺の小さい農地は、相続された方が何とか耕作されるということで話が完了しております。

議長（上村会長）

この件につきましては、事務局が報告したとおりですが、当初から耕作者が見つからなければあっせんをお願いしたいというような話があったということで、4月25日の総会後に第1部会を参集いたしまして、部会で打合せをしてから推進委員を含め活動をしたという状況でございます。よろしいでしょうか。

中澤正規委員

はい、分かりました。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請地	*****	畑	192 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件と贈与1件の合計3件です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,997 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 売買 全体で*****円		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、譲受人の自宅に近く耕作しやすいため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,632 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、隣接地が譲受人の耕作地でありまして、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 田ほか1筆 合計 3,571 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は以前より申請地を耕作しておりましたが、譲受人との贈与の話がまとまって申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番、3番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、5月11日****様より説明を受けまして、5月22日推進委員の森山さんと共に現地を確認いたしました。そして、翌日の23日に田植えが行われております。そんなことで今後も耕作がなされるものと思われまます。詳細につきましては、事務局報告のとおりでございます。以上です。

菫澤芳子委員

整理番号2番ですが、5月22日の朝に私から****さんに電話して話を聞いたところ、****さんが足の具合が良くないとのことで、現地までは道が凄く悪いので、****さんには電話で確認を取るということで、現地確認は****さんと高橋推進委員と菫澤で行いました。****さんには23日に電話で話をお聞きしました。内容については事務局の説明のとおりです。現地は沢の中の田んぼで、一番奥の本当に山の中という条件の悪いところでした。そして、道路の整備もすごく悪くなっていて、土地続きの****さんが耕作しないとどんどん荒れていくように思います。

小西正春委員

整理番号3番ですが、5月22日に****さんのところに行きまして事情を聞かせていただきました。また、現地も確認してきました。今まで****さんが機械作業を全部して、地主は水見と草取りだけというようなことでしたが、

年を取ってそれもできないということで贈与の話がまとまりました。周りをみても問題のあるところではございません。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番について下限面積を割り込んでいるんですが、支障ないのでしょうか。

事務局（星野係長）

合計で下限面積を超えますので、その要件はクリアしていると判断いたしました。

事務局（松井事務局長）

補足いたしますと、整理番号1番の経営面積が11.28アールということで、これに1,997㎡を加えると、取得後は30アール超えるということで、下限面積には達していると判断させていただきました。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になければ採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番、2番、3番につきましては、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可処分取消申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可処分取消申請について、今月は1件ありました。令和2年12月28日付で贈与による所有権移転の許可申請を行

いまして、令和3年1月25日指令魚農委第60号にて許可処分が決定しておりましたが、都合により売買による所有権移転に変更をしたいということで双方から許可処分取消の申請があったものです。なお、所有権移転売買の3条許可申請につきましては、来月以降提出する予定となっております。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可処分取消申請については申請どおり取消を許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件となっております。

整理番号1	申請地	*****	田	1,168 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	自動車展示場及び駐車場		
	転用目的	自動車展示場及び駐車場敷地		
	判断理由	流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内に設置されるものであるため		

申請地は*****地内の農地です。借受人は自動車販売業を営んでおりますが、今後の事業拡大に伴い展示場及び駐車場を*****地内にある会社倉庫に隣接する申請地を整備するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しておりまして、既に申請地の一部を駐車場の敷地として利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号2	申請地	*****	畑	120 m ²
	農地区分	第三種農地		

権利種別 所有権移転 贈与
 譲渡人 * * * * *
 譲受人 * * * * *
 申請概要 一般住宅2階建1棟及び車庫1棟
 転用目的 一般住宅及び車庫建築用敷地
 判断理由 申請地の概ね300m以内に* * * * *駅があるため

申請地は* * * * *地内の農地です。譲受人は現在市営住宅に居住しており、申請地に隣接する土地に新たに住宅を建築する予定ですが、道路からの侵入のため、申請地も同時に譲り受け、利用するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 * * * * * 畑 103 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 賃貸借権設定
 貸付人 * * * * *
 借受人 * * * * *
 申請概要 駐車場
 転用目的 駐車場敷地
 判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担しているため

申請地は* * * * *地内の農地です。借受人は現在、整骨院を営んでおりますが、現在の駐車場では手狭なため、隣接する申請地を駐車場として利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 * * * * * 畑 133 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 * * * * *
 譲受人 * * * * *
 申請概要 一般住宅2階建1棟
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があるため

申請地は* * * * *地内の農地です。現在、譲受人は両親と同居しておりますが、住居が手狭となったため、新たに土地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号5 申請地 * * * * * 田 307 m²
 農地区分 第一種農地
 権利種別 使用貸借権設定
 譲渡人 * * * * *
 譲受人 * * * * *
 申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟
 転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地
 判断理由 住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置さ

れるもの

申請地は*****地内の農地です。借受人は現在両親と同居しておりますが、住居が手狭となったため、父親が所有する農地を借り受け、新たに住居を建築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、*****さんが私のところに来られて、お話を伺いました。現地を確認してきましたけれども、*****のすぐ脇ということで、事務局の説明のとおりであります。問題ないと思います。

姉崎幸男委員

整理番号2番ですが、23日に*****さんと現地を確認に行かせてもらいました。11日に*****さん本人と話をして、説明は事務局のとおりなんですけれども、子供も3人おり、市営住宅では狭くなってきたということで宅地にするそうでございます。

今井渉委員

整理番号3番ですが、5月21日午後1時に私と推進委員の星野貞樹さんと申請者の*****さん、*****さんと現地を確認いたしました。国道の隣でありまして、非常に駐車場が狭いということで、その隣がちょうど畑のところ、また、後ろが宅地にもなって、そこも一緒に借りるというようなことで、駐車場ということで問題ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号4番につきましては、事務局の説明のとおりです。

金井藤郎委員

整理番号5番ですが、9日に*****さんから電話がありまして、23日に*****さんと推進委員の井川さんと私で現地を立会いさせていただきました。乗り入れ関係もよく見たり、あと高さも歩道より低いのが、歩道くらいの高さになりますよという説明を受けまして、現地的には特に問題ないかと思えます。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書17ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。

今月は1件、1筆、2,278.00㎡です。

整理番号1 申請地 ***** 田 2,278.00㎡

新地目 原野

申請者 *****

非農地の原因 平成23年7月新潟・福島豪雨により農道が通行不能となり、耕作できなくなっていたもの

所在につきましては、一級河川烏川の最上流部左岸となります。図面からも推察されるとおり、現地は周囲を山林及び沢川に囲まれ、耕作できなくなってから10年が経過し、原野化しております。

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の19ページをご覧ください。

日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	32件
	筆数	76筆
	面積	93,583.00 m ²

所有権移転	件数	1件
	筆数	2筆
	面積	27.92 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして26ページをご覧ください。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
			合計 27.92 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転		贈与

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

令和2年度農業委員会活動の点検・評価及び 令和3年度活動計画等の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号令和2年度農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度活動計画等の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（松井事務局長）

議案書の27ページをご覧ください。

日程第4議案第6号令和2年度農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度活動計画等の決定について説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年度の活動計画を作成し、6月末までに公表することとなっております。今年3月に開催されました総会におきまして、この策定した案について、ご承認いただきましたので、窓口及びホームページで公表し広く意見を募集しました。その結果、今回は特に意見等がございませんでしたので、原案どおり提案させていただきます。

詳細につきましては事前配布のとおりです。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。

内容につきまして質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

（特になし）

この、令和2年度の活動報告、そのとおりというようなことございまして、令和3年度もまた目標・活動計画等々がありますが、いずれにせよ農業委員会で、その活動の主たるものがいわゆる人・農地プランの実質化というようなことございまして。しかしながら、なかなかこのコロナの感染症の対策で人との接触する機会が見いだせないというような状況ではあります。いろいろそういったところにも気を使いながら、日常の中でひとつそういった集積等々の話題、また、農業者等との懇談というものの機会があればぜひ行っていただきたいと思います。また、農地パトロールにつきましては、来月の総会後に説明会があるかと思っております。その辺の活動も含めてひとつよろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号につきまして特になければ、このとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、計画のとおり決定することといたします。

その他

事務局（星野係長）

- ・農業者年金の新規加入の推進と活動記録簿への記載について

事務局（桑原主任）

- ・仮登記農地の現地確認について

議長（上村会長）

本日は総会ということで、忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。なにはともあれ、スムーズに総会を進行することができました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。本日は大変どうもありがとうございました。

(時刻は 14 時 15 分)

上記会議の内容は、令和 3 年度第 2 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
